

## 「自転車活用推進計画（案）」に関する意見募集について

平成 30 年 4 月 27 日  
自転車活用推進本部事務局

自転車は、環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国において、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっております。

このため、昨年5月1日に自転車活用推進法が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進するため、関係閣僚よりなる「自転車活用推進本部」（本部長：国土交通大臣）が設置されたところです。

自転車活用推進本部では、同法に基づき、自転車専用道路の整備やシェアサイクルの普及促進など、自転車の活用の推進に関する目標や実施すべき施策等を定める「自転車活用推進計画」を、本年夏までに策定することとしており、この度「自転車活用推進計画（案）」を作成しました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### <意見募集要領>

#### 1. 意見募集の対象

自転車活用推進計画（案）

#### 2. 意見募集期間

平成30年4月27日（金）から平成30年5月10日（木）まで（必着）

#### 3. 意見の提出方法

別添の意見提出様式に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）、電話番号、メールアドレス等を記入の上、以下のいずれかの方法で日本語にてご意見を提出してください。（件名に「自転車活用推進計画（案）」に関する意見」と明記ください。）

##### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

##### （2）電子メールの場合

電子メールアドレス：sekiguchi-m28f@mlit.go.jp

国土交通省道路局参事官 宛て

##### （3）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1622

国土交通省道路局参事官 宛て

(4) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省道路局参事官 宛て

4. 注意事項

- (1) いただいたご意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) ご意見を正確に把握するため、電話によるご意見は対応いたしかねますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。
- (4) 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効といたします。
- (5) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、提言（案）に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問い合わせ先

国土交通省道路局参事官（自転車活用推進本部事務局） 奥田、山田

電 話 03-5253-8111（内線 38103、38225）

03-5253-8497（直通）

F A X 03-5253-1622